

相互友好交流協定書

日本国・日本労働組合総連合会愛媛県連合会（連合愛媛）と中華人民共和国・青島即墨市総工会は、2006年5月12日青島即墨市において第1回懇談会を開催し、「日中共同声明」及び「日中平和友好条約」の精神に基づき、両組合の相互友好交流について、次のとおり協定する。

1. 双方は平和友好、平等互恵、相互依存、長期安定の原則に基づき、友好交流の推進と日中両国民の友好交流に積極的に努力する。
2. 両組合の交流以外、歴史と社会、経済、文化など様々な分野で理解を深め、協力し合い、共に発展を求めていく。
3. 定期交流は、その都度双方の合意に基づき、原則として交互に毎年1回とし、訪問人員は5名とする。訪問期間は1週間前後で、具体的な日程については、事前協議する。
4. 経費は、双方県省内の滞在費用を受け入れ側で負担することとし、県省外ならびに協議人数以外の費用は訪問側が負担する。
5. 本協定書に記載していない内容と、疑問が生じた場合は、双方は友好的に協議し解決する。
6. 交流事項・諸準備については、連合愛媛と青島即墨市総工会が事務局レベルで協議する。
7. 本協定書は、日本語・中国語の2ヶ国語で各2通作成し、各1通を双方で保管する。
8. 本協定は、双方代表者が署名・捺印した日より効力を有する。

2006年 5月 12 日

日本国

日本労働組合総連合会愛媛県連合会

会長

木原 忠幸



李同秀

